

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

| | 所管課名 | 情報公開・私学課 | 整理番号 | 3-9 |
|-----------------------|---|----------|------|-----|
| 処分の種類 | 信託管理人の選任 | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | 公益信託ニ関スル法律第8条 信託法第123条第4項又は第258条第6項 | | | |
| 処分の概要 | 次に掲げる場合において、利害関係人の申立て又は職権により、知事は信託管理人を選任できる。(職権による選任はアのみ) ア 受益者が現に存しない場合において、信託行為に信託管理人に関する定めがないとき、又は信託行為の定めにより信託管理人となるべき者として指定された者が就任の承諾をせず、若しくはこれを行うことができないとき イ 受益者の定めのない信託において信託管理人を指定する定めがない場合において、遺言執行者の定めがないとき、又は遺言執行者となるべき者として指定された者が信託管理人の選任をせず、若しくはこれを行うことができないとき | | | |
| 処分基準 (未設定の場合はその理由) | 未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】公益信託ニ関スル法律第123条第4項又は第258条第6項 (信託管理人の選任) 第二百二十三条 4 受益者が現に存しない場合において、信託行為に信託管理人に関する定めがないとき、又は信託行為の定めにより信託管理人となるべき者として指定された者が就任の承諾をせず、若しくはこれを行うことができないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託管理人を選任することができる。 (受益者の定めのない信託の要件) 第二百五十八条 6 第三条第二号に掲げる方法によってされた受益者の定めのない信託において信託管理人を指定する定めがない場合において、遺言執行者の定めがないとき、又は遺言執行者となるべき者として指定された者が信託管理人の選任をせず、若しくはこれを行うことができないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託管理人を選任することができる。この場合において、信託管理人の選任の裁判があったときは、当該信託管理人について信託行為に第四項前段の定めが設けられたものとみなす。 | | | |
| 基準の制定根拠 | — | | | |